

体罰等によらない子育てを、 みんなで応援しましょう



問 こども課 こども・家庭相談係 ☎72-2101 (内線 615~619)

体罰は法律で禁止されています

令和元年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月から施行されました。また、令和4年12月に成立(同月から施行)した民法等の改正法においても、体罰等によらない子育ての推進について記載されました。

保護者には、こどもの利益のために養育し、成長を支えていくことが求められます。保護者は、こどもが健やかに成長する上で、教育するためのしつけをしますが、時には、しつけとしてこどもに罰を与えようとするかもしれません。しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

保護者が子育てに悩んだ時、適切な支援につながれるように、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰等によらない子育てを地域社会で推進することを目指したいものです。

体罰などが家庭やこどもにもたらす悪影響

体罰等がこどもの成長や発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。また、体罰等により一時的にこどもが落ち着いたように感じられても、それは根本的な解決ではありません。体罰等は、親子関係や家庭に様々な弊害を生むことが報告されています。



体罰によらない子育てのポイント

体罰によらない子育てのために、工夫してみるとよいポイントや視点を3つ紹介します。

ポイント

こどもの気持ちや
考えに耳を傾けましょう

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、こどもは気持ち落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。こどもに問いかけたり、相談しながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。

視点①

「言うことを聞かない」
にもいろいろあります

保護者の気を引きたい、こどもなりに考えがある、言われていることをこどもが理解できていない、体調が悪いなど、様々な理由があると捉えましょう。

視点②

こどもの成長・発達によって
異なることもあります

こどもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。それぞれのこどもによって成長・発達の状況にも差があることを理解しましょう。こども自身が困難を抱えている時は、それに応じたケアが必要なこともあります。

みんなで育児を支える茅野市に…

茅野市教育委員会は『たくましく・やさしい・夢のあるこども』に育つことを願い、こどもの教育や福祉、そして家庭の相談や支援に取り組んでいます。

家庭の相談や支援において、周囲の親族や地域住民などで子育て中の保護者に接する方は、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていくことが大切と考えています。

保護者だけで抱え込まないように、声掛けや支援を行い、みんなで育児を支える茅野市を目指していきたいものです。また、こどもたちから、友だちとの関係のこと、家族のこと、学校生活のこと、これからのことなど、少しでも困ったことがあれば、茅野市こども・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」や児童相談所(相談専用ダイヤル)などにご連絡ください。

●茅野市こども・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」
(茅野市役所6階)
☎72-2101 (内線615~619)

●児童相談所 相談専用ダイヤル
いちはやく おなやみを
☎0120-189-783 (通話料無料)